

資料編

- 基本となる条例
- 総合計画と個別計画
- 策定経緯・体制
- 多治見市総合計画審議会
- 多治見市総合計画市民委員会
- 多治見市議会第7次総合計画策定特別委員会からの要望事業
- 用語集

基本となる条例

多治見市市政基本条例（抜粋）

平成18年9月28日
条例第41号

第3章 総合計画

(総合計画)

第20条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画を策定しなければなりません。

- 2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画と事業の進め方を明らかにする実行計画により構成されます。
- 3 総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、市が行う政策は、緊急を要するもののほかは、これに基づかなければなりません。
- 4 総合計画は、市民の参加を経て案が作成され、基本構想と基本計画について議会の議決を経て、策定されます。
- 5 総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直されます。
- 6 市は、基本計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければなりません。
- 7 市は、各政策分野における基本となる計画を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにし、策定後は、総合計画との調整のもとで進行を管理しなければなりません。

多治見市健全な財政に関する条例（抜粋）

平成19年12月17日
条例第48号

(総合計画策定における原則)

第16条 市は、総合計画を財源の根拠をもって策定し、真に必要な施策に充てる財源を確保するとともに、総合計画の確実な実行を図らなければなりません。

- 2 市は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、当該策定又は見直しに当たって策定又は見直しされた実行計画の計画期間内における各年度について、次に掲げる事項を基本構想に記載しなければなりません。
 - (1) 一般会計における歳入の見込み
 - (2) 一般会計における歳出の計画額
 - (3) 財政判断指数の見込み
- 3 前項第1号に規定する歳入の見込みは、想定される複数の状況について推計され、基調となる傾向が示されなければなりません。
- 4 総合計画は、前項の規定による基調となる傾向に沿って、策定されなければなりません。

(中期財政計画)

第18条 市長は、毎年度、総合計画との調整のもとで、中期的な期間における各年度について、次に掲げる事項を記載した財政計画を策定しなければなりません。

- (1) 一般会計における歳入の見込み及び歳出の計画額
- (2) 財政判断指数の見込み及びその算定に当たっての主要な数値
- (3) 財政調整基金等の財政運営に関する基金の残高
- 2 第16条第3項の規定は、前項第1号に規定する歳入の見込みについて準用します。
- 3 市長は、当初予算又は当初予算に準ずる補正後の予算を議会に提出するに当たっては、中期財政計画を併せて提出しなければなりません。
- 4 市長は、当初予算又は当初予算に準ずる補正後の予算について、その概要を公表するに当たっては、中期財政計画を併せて公表しなければなりません。

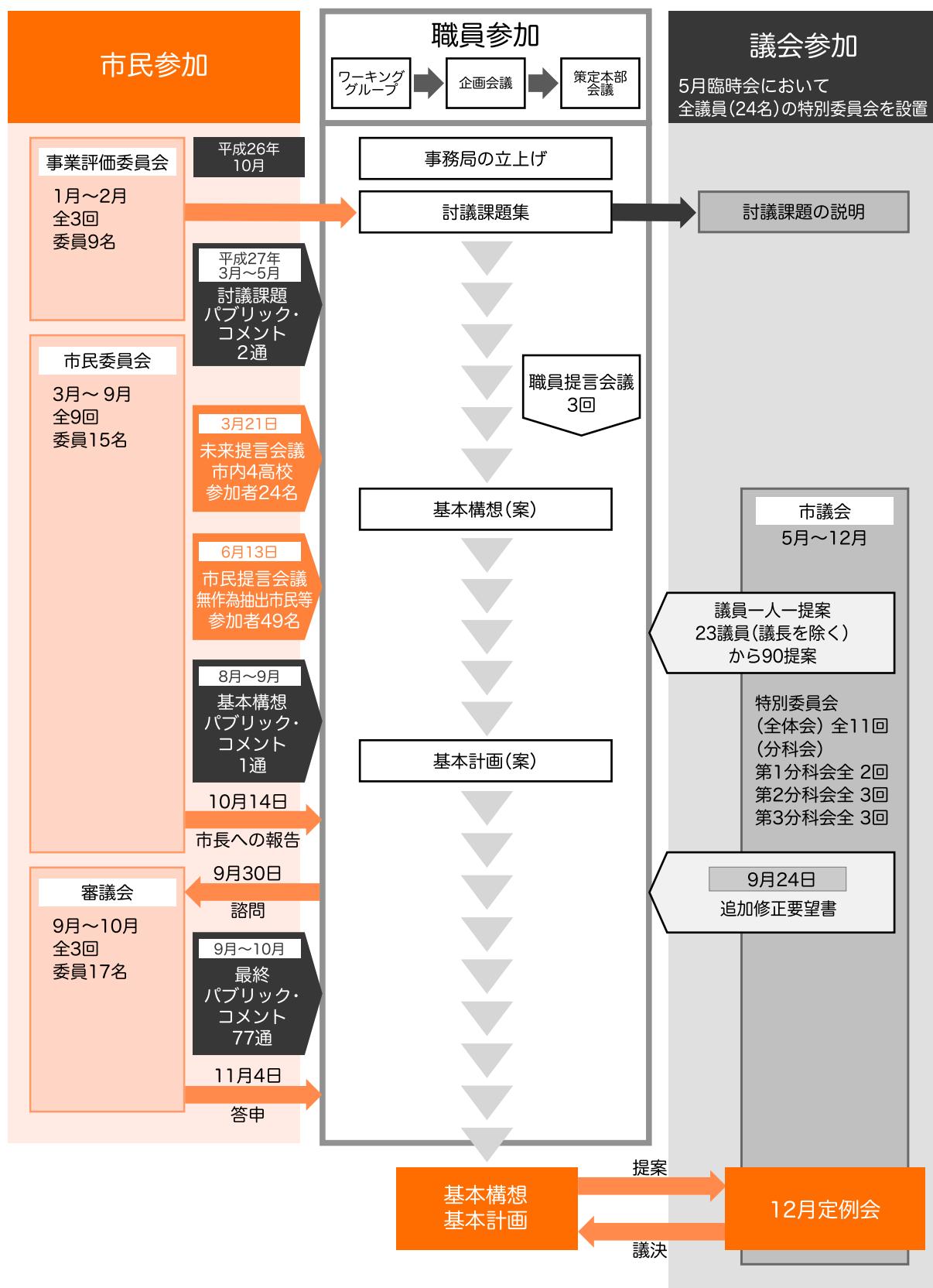
総合計画と個別計画

市の政策を定める最上位の計画である総合計画の下には、政策分野ごとに個別計画が定められ、総合計画を補完しています。多治見市市政基本条例では、「市は、各政策分野における基本となる計画を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにし、策定後は、総合計画との調整のもとで進行を管理しなければなりません。」と定めています。

主な個別計画一覧表

| 政策の柱 | 計画名 | 年度 | | | | | | | | 現計画期間 | ▲…見直し時期 H28.4.1現在 |
|---------------------|----------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----------|-----------|-------------------|
| | | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | | |
| 第7次総合計画 | | | | | | | | | H28～35年度 | | |
| 安心して子育て・子育ちするまちづくり | たじみ子ども未来プラン(子育ち支援事業計画) | | | | | | | | | H27～31年度 | |
| | たじみ子ども未来プラン(次世代育成支援対策行動計画) | | | | | | | | | H27～36年度 | |
| | 教育基本計画 | | | | | | | | | H20～29年度 | |
| 健康で元気に暮らせるまちづくり | たじみ健康ハッピープラン | | | | | | | | | H25～34年度 | |
| | 生涯スポーツ推進プラン | | | | | | | | | H27～36年度 | |
| | 高齢者保健福祉計画 | | | | | | | | | H27～29年度 | |
| | 障害者計画 | | | | | | | | | H27～29年度 | |
| | バリアフリー基本構想 | | | | | | | | | 目標年次H32年 | |
| にぎわいと活力のあるまちづくり | 産業・観光振興計画 | | | | | | | | | H28～31年度 | |
| | 多治見駅周辺都市整備将来構想 | | | | | | | | | (期間の定めなし) | |
| | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 | | | | | | | | | H26～35年 | |
| | 多治見農業振興地域整備計画 | | | | | | | | | H27～32年度 | |
| 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり | 水道事業基本計画 | | | | | | | | | 目標年次H30年度 | |
| | 生活排水処理基本計画 | | | | | | | | | 目標年次H37年度 | |
| | 公共下水道基本計画 | | | | | | | | | 目標年次H37年度 | |
| | 地域防災計画 | | | | | | | | | (毎年度更新) | |
| | 環境基本計画 | | | | | | | | | H20～28年度 | |
| | まち美化計画 | | | | | | | | | H27～31年度 | |
| | 一般廃棄物基本計画 | | | | | | | | | H25～34年度 | |
| | 緑の基本計画 | | | | | | | | | 長期目標H32年度 | |
| | 都市計画マスターplan | | | | | | | | | H22～32年度 | |
| | 風景づくり基本計画 | | | | | | | | | (期間の定めなし) | |
| | 国土利用計画(多治見市計画) | | | | | | | | | H22～32年度 | |
| | 総合交通戦略 | | | | | | | | | H26～35年度 | |
| 市民が互いに助け合い学び合うまちづくり | 多治見都市計画道路網構想 | | | | | | | | | (期間の定めなし) | |
| | 地域福祉計画 | | | | | | | | | H26～30年度 | |
| | 人権施策推進指針 | | | | | | | | | H22～31年度 | |
| | 子どもの権利に関する推進計画 | | | | | | | | | H21～28年度 | |
| 政策を実行・実現する行政財政運営 | たじみ男女共同参画プラン | | | | | | | | | H20～29年度 | |
| | 債権管理計画 | | | | | | | | | H28～31年度 | |
| | 行政改革大綱 | | | | | | | | | H25～28年度 | |
| | 定員適正化計画 | | | | | | | | | H27～31年度 | |
| | 公共施設等総合管理計画 | | | | | | | | | H28～37年度 | |
| | 人財育成基本計画 | | | | | | | | | H27～31年度 | |
| 多治見市情報化計画 | | | | | | | | | | H24～28年度 | |

策定経過・体制



多治見市総合計画策定に関する規則

昭和47年10月1日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、多治見市総合計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項を定めるものとする。

(審議会の庶務)

第2条 多治見市総合計画審議会条例（昭和54年条例第28号）第2条に規定する審議会の庶務は、企画部企画防災課において処理する。

(組織)

第3条 計画策定のため、次の機関を置く。

(1) 企画会議

(2) 策定本部

(企画会議)

第4条 企画会議は、計画事項の各般にわたって調整を行うものとする。

2 企画会議は、企画防災課長及び部等の長が選任した者で組織する。

3 企画会議の長は、企画防災課長をもって充てる。

4 企画会議は、必要に応じワーキンググループを設置し、必要な事項の調査に当たらせることができる。

(策定本部)

第5条 策定本部は、企画会議から提示された内容を審査し、計画を立案するものとする。

2 策定本部は、次に掲げる者で組織する。

(1) 市長、副市長、教育長

(2) 企画部長、総務部長、福祉部長、市民健康部長、経済部長、環境文化部長、都市計画部長、建設部長、水道部長、会計管理者、市議会事務局長、監査委員事務局長、副教育長、教育委員会事務局長、消防長

3 策定本部の議長は副市長を、副議長は企画部長をもって充てる。

(庶務)

第6条 企画会議、策定本部及びワーキンググループの庶務は、企画部企画防災課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

多治見市総合計画審議会

多治見市総合計画審議会条例

昭和54年12月21日

条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、多治見市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、多治見市総合計画の策定について必要な事項の調査及び審議を行うための審議会を設置する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 5人以内
- (2) 産業界の代表 5人以内
- (3) 市民団体等の代表 5人以内
- (4) 公共団体等の代表 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議の終了をもって終わるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(会議録)

第7条 審議会は、会議録を備えるものとし、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 会議に付した事件
- (4) 議事経過の要点
- (5) その他議長が必要と認めた事項

(小委員会)

第8条 会長は、特別の事項を審議させるため、必要に応じ、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 第5条及び第6条の規定は、小委員会の会長及び会議に準用する。この場合において、第6条第1項ただし書中「市長」とあるのは、「審議会の会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多治見市総合計画審議会委員名簿

平成27年9月30日現在

| 委員区分 | 氏名 | 所属 | 役職等 |
|-------------------|-------|---------------------------------|---------------|
| 第1号委員 (学識経験者) | 市原好二 | 東濃信用金庫 | 理事長 |
| | 遠藤由美 | 多治見市子どもの権利擁護委員 日本福祉大学子ども発達学部 | 委員 教授 |
| | ○小林甲一 | 多治見市教育委員会 名古屋学院大学現代社会学部 | 委員長 教授 |
| | 西尾英子 | 多治見市教育委員会 | 委員長職務代理者 |
| 第2号委員 (産業界代表) | ○牛込進 | 多治見商工会議所 株式会社T Y K | 会頭 代表取締役会長 |
| | 鈴木正夫 | 多治見陶磁器卸商業協同組合 | 理事長 |
| | 中西康 | 中日新聞多治見支局 | 支局長 |
| | 美濃和勝文 | 多治見市商店街連合会 | 会長 |
| 第3号委員 (市民団体代表) | 足立喜美子 | 多治見重度心身障害者協会 | 代表 |
| | 渥美光一 | 多治見市区長会 | 総務会長 |
| | 白石真美 | 多治見市主任児童委員 | 代表 |
| | 古川芳子 | 多治見市男女共同参画推進審議会 | 会長 |
| | 水野美代子 | 多治見市健康づくり推進員 | 筋力づくり普及部会長 |
| 第4号委員 (公共団体代表) | 糸井川晃 | 多治見警察署 | 署長 |
| | 草野慎一 | 多治見砂防国道事務所 | 事務所長 |
| | 坂崎金次 | 多治見市社会福祉協議会 | 会長 |
| | 野田泰弘 | 東濃県事務所 | 所長 |

○ 会長 ○ 職務代理者

委員の数 17名 (男性11名、女性6名)

多企防第482号
平成27年9月30日

多治見市総合計画審議会
会長 牛込 進 様

多治見市長 古川 雅典

第7次多治見市総合計画について（諮問）

消滅可能性都市との指摘を受ける中、本市が将来にわたり持続することができるよう市政を総合的かつ計画的に運営するため、平成28年度から8年間を期間とした第7次多治見市総合計画基本構想案及び基本計画案を策定いたしましたので、御審議賜りたくここに諮問します。

平成27年11月4日

多治見市長　吉川 雅典 様

多治見市総合計画審議会
会長 牛込 進

第7次多治見市総合計画の策定について（答申）

平成27年9月30日付け多企防第482号により諮問がありました、第7次多治見市総合計画の基本構想案・基本計画案について慎重に審議した結果、概ね適切であることを答申します。

多治見市は「消滅可能性都市」と指摘されておりますが、第7次総合計画を着実に実行することで、多治見らしさをより一層高め、住み続けたい、住みたいまちと認められることにより克服されることを期待します。審議会では、そのために必要な施策やアイデアが意見されたので下記のとおり報告します。

記

【基本構想に関する意見】

- まちの財産である人を育て、様々な分野・世代間におけるひとの“わ”によって、互いに支え合い、育ち合い、つながりあうことにより、人にやさしいまちづくりを進めていただきたい。
- リニア中央新幹線の開通を見据えた首都機能の一部移転、ものづくり産業を支える素材・原材料（マテリアル）の研究開発拠点の整備など、東濃地域の中長期的な発展に向けて近隣都市との連携を深め、リーダーシップを發揮していただきたい。
- 多治見市は盆地形状により名古屋都市圏の中でも区分された趣のある地域を形成しています。また、鉄道や高速道路網が発達した“つながりの良い エリア”でもあります。こうした二つの優位な地勢を活かしたまちづくりに取り組んでいただきたい。
- 市民のニーズは多様化しており、行政活動だけでは十分な対応ができません。地域に根差し柔軟で個別的な活動ができるNPOやボランティア団体を支援し、連携と協力を得ながら、まちづくりを進めていただきたい。

【基本計画に関する意見】

- 1 安心して子育て・子育ちするまちづくり
 - 子どもが多治見市に誇りを持てるまちづくりを進めるため、子どもの権利に関する条例の理念に基づく取組や、子どもの貧困対策、子育て、子育ちに加え親育ちを支援できる地域社会の実現に向け取り組んでいただきたい。
 - 中高一貫校の創設など教育環境ナンバー1に向けた取組を進めるとともに、互いの違いを認め合い、他の人と共に生きる力を育む教育を重視していただきたい。
- 2 健康で元気に暮らせるまちづくり

地域における高齢者や障がい者の支援体制を構築し、だれもが住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくりに取り組んでいただきたい。
- 3 にぎわいと活力のあるまちづくり
 - 美濃焼業界の海外展開や、海外で受け入れられる製品開発の支援など、美濃焼業界の活性化に取り組んでいただきたい。
 - 企業誘致や創業支援などを進め、若者が働きたくなる魅力ある職場の整備に努めていただきたい。
 - 多治見駅周辺の整備を進めるとともに、成功事例を参考にし、人が気軽に歩き、交流することができる、にぎわいのある商店街の再生に取り組んでいただきたい。
 - 美濃焼の歴史や文化、それに育まれた食文化と様々な観光資源とを結び付けてPRするとともに、外国人を含む観光客の増加と受入れ態勢の充実に取り組んでいただきたい。
 - 女性や高齢者が働き続けられ、活躍できる雇用環境の創設を事業者等へ働きかけるなど、だれもが働きやすい地域社会の実現に向け取り組んでいただきたい。
- 4 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
 - 郊外団地等と中心市街地とを結ぶ公共交通を充実させるとともに、子育て世代の三世代同居・近居の促進や、空き家対策など郊外団地の活性化に向けた定住促進策に取り組んでいただきたい。
 - 渋滞対策に加え、防災対策や交通安全対策としての道路整備を計画的かつ着実に推進していただきたい。
- 5 政策を実行・実現する行財政運営

総合計画を着実に実行実現するとともに、行政改革を進め、時代の変化に柔軟に対応した計画の見直しを行っていただきたい。

【その他意見】

- 1 美しい風景や街並みにそぐわない建物を建てられないようにするなど、良好な景観形成に取り組んでいただきたい。
- 2 市民病院に産科の開設が望まれており、少子化対策として安心して子どもを産むことができる環境を整備していただきたい。
- 3 防災・防犯など市民の生活において安全、安心への取組は、重要かつどの年齢層にも理解しやすいキーワードであり、引き続き取り組んでいただきたい。
- 4 幼少期からの防災教育を進め、地域防災活動の向上に取り組んでいただきたい。
- 5 市内には遊具やベンチが設置されている公園が少ないため、子どもが自由に遊び、市民が集える公園を整備していただきたい。
- 6 全ての小学校区に児童館が設置されていることは、多治見市の子育て環境の良さを象徴している。子どもを地域が育てる環境があることを強みとして発信していただきたい。
- 7 若者の興味や流行を把握し、積極的に取り入れていく姿勢を示していただきたい。
- 8 観光客などが立ち寄れる施設として「道の駅」を整備し、地元農産物や特産品を販売し地域活性化に取り組んでいる事例を参考にしていただきたい。
- 9 健康づくり活動を推進するために、身近なところで運動のできる場を整備していただきたい。

以上

多治見市総合計画市民委員会

多治見市総合計画市民委員会設置要綱

平成10年6月30日

告示第101号

(目的及び設置)

第1条 多治見市の総合的な都市づくりの基本方向を示す多治見市総合計画の策定を、市民と協働して推進するため、多治見市総合計画市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 市民委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、本市の総合計画策定に関心があり、総合計画策定に取り組む意欲と情熱のある人のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、当該総合計画の策定の終了をもって終わるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 市民委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、市民委員会を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の市民委員会は、市長が招集する。

2 市民委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 市民委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 市民委員会の庶務は、企画部企画防災課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成10年7月1日から施行する。

多治見市総合計画市民委員会委員名簿

平成27年3月10日現在

| 氏名 | 所属 | 役職等 |
|--------|----------------|--------|
| 飯野 真理子 | 株式会社C－POWER | 専務取締役 |
| 伊藤 浜三 | 有限会社山浜商店 | 代表取締役 |
| 宇佐見 信一 | 公募委員 | |
| 奥村 崇仁 | 一般社団法人多治見青年会議所 | 理事長 |
| ○木下 貴子 | 多治見ききょう法律事務所 | 弁護士 |
| 隈元智子 | 東濃信用金庫 | |
| 小池 雅子 | 団体職員 | |
| ◎古池 嘉和 | 名古屋学院大学経済学部 | 教授 |
| 竹本 幸二 | 公募委員 | |
| 堀尾 憲慈 | 多治見地区労働組合協議会 | 議長 |
| 前田 市朗 | 前田陶料株式会社 | 取締役工場長 |
| 宮村 登美子 | 特定非営利活動法人まぁーる | 理事長 |
| 山田 輝幸 | 株式会社山田林業 | 代表取締役 |
| 吉田 有紀 | 会社員 | |
| 若尾 由美江 | 多治見市PTA連合会 | 母親委員長 |

◎会長 ○副会長

委員の数 15名（男性8名、女性7名）

多治見市長 古川雅典 様

第7次総合計画市民委員会の議論を終えて

第7次総合計画の策定において、市民委員会として9回にわたり会議を重ね、きめ細かく議論し第7次総合計画（案）に反映させることができたと考えております。

最終回の委員会では、総合計画の策定に関わったことにより、多治見市のまちづくりへの関心がより一層高まり、各委員から今後の市政への期待を膨らませる思いが述べられましたことを、委員会が閉会したことと併せて報告します。

平成27年10月14日

多治見市総合計画市民委員会
会長 古 池 嘉 和

1 各委員による今後の市政への期待

(1) 市政全般について

- 市民と対話しながら総合計画を作り上げてきたことは、まさに「ひとの“わ”」そのものであり、誇るべき「多治見らしさ」の一つだと思います。ぜひそれをいかした市政運営を期待します。
- 子どもが多治見に住むことを誇りに感じ、住み続けたいと思えるようにするために、多治見らしさを全面に出した市政運営を期待します。
- 子育て期から高齢期までのライフステージを通じて、暮らしやすく、多治見のこと好きで、幸せを実感できるまちとして持続していくことを望みます。
- 多治見は魅力が多いまちですが、点が線に、線が面になっていないと感じます。魅力同士をつなげ、まちの魅力をより一層高めていかれることを望みます。
- 日本一の自治体を目指し、5つの政策の柱を着実に実行されることを期待します。
- 政策分野が違っても共通する課題があります。例えば結婚支援について、障がいのある人への支援を考えることも必要です。分野間をつなぎ課題解決をしていかれることを望みます。
- 市民に市政の情報をあまり知られていないことを実感します。第7次総合計画に基づく事業をはじめ、市民へのPR活動を充実されることを望みます。

(2) 産業、女性の活躍などについて

- 産業界のニーズと行政の支援がかみ合っていないと感じます。市民の働く場づくりにおける産業界との連携を、より一層高めていかれることを望みます。
- 女性が労働の場で活躍できるよう、多治見の女性を取り巻く労働や子育ての状況など市独自の調査を実施の上、市独自の事業展開をしていただくことを望みます。
- 公民館の安定的な管理運営が継続できることを望みます。
- 市民委員会に参加することで市政への関心が高まりました。今後は特に、子どもたちの市政・まちづくりへの参加機会の充実を望みます。

2 会議経過

| | 日にち | 検討事項 |
|-----|------------|---------------------|
| 第1回 | 平成27年3月10日 | 総合計画の基本的事項 |
| 第2回 | 〃 3月26日 | 討議課題集 |
| 第3回 | 〃 4月 7日 | 討議課題集 |
| 第4回 | 〃 4月27日 | めざすまちの将来像 |
| 第5回 | 〃 5月19日 | 基本構想の骨子 |
| 第6回 | 〃 6月 8日 | 基本構想の素案 |
| 第7回 | 〃 6月29日 | 基本計画事業の素案 グループ討議 |
| 第8回 | 〃 7月21日 | 基本計画の素案 |
| 第9回 | 〃 9月 3日 | 基本構想（案）と基本計画（素案）の確認 |

多治見市議会第7次総合計画策定特別委員会からの要望事業

第7次総合計画について24人の議員全員が所属する第7次総合計画策定特別委員会が立ち上げられ、基本構想及び基本計画について議論されました。同委員会からは、基本計画に係る要望事業がとりまとめられ、市長へ提出されました。

第7次総合計画基本計画（素案）に係る要望事業一覧表

| 政策の柱 | 施 策 | 内 容 | 基本計画事業 |
|---------------------|--------------|---------|--|
| 安心して子育て・子育ちするまちづくり | 親育ち・子育ち支援 | 文言の修正 | 仕事と子育ての両立を支援するため、ファミリー・サポート・センター事業を推進します。 →仕事と子育ての両立を支援するため、 <u>病児保育の充実及び</u> ファミリー・サポート・センター事業を推進します |
| にぎわいと活力のあるまちづくり | 地場産業の支援 | 新規事業の追加 | 窯業原料の確保など、地場産業の持続に向けた支援のあり方を検討します |
| | 企業誘致 | 事業の順番入替 | 市内への企業誘致やアフターフォロー、本社機能の進出支援を通して雇用や経済波及効果の拡大を図ります →事業No1「長瀬テクノパークを整備し、企業を誘致します」と順番を入れ替える |
| | にぎわい創出 | 新規事業の追加 | 多治見駅周辺のにぎわいづくりに向けて、商業施設や店舗の出店等を促す施策を進めます |
| 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり | 環境との共生 | 事業の分割 | 再生可能エネルギーの導入などにより、地球温暖化対策を進めるとともに、効果的な高気温対策を検討します →事業を下記の2つに分ける。 ①再生可能エネルギーの導入などにより、地球温暖化対策を進めます ②効果的な暑さ対策を進めます |
| 市民が互いに助け合い学び合うまちづくり | 地域防災・防犯活動の支援 | 文言の修正 | 防災倉庫を指定避難所に計画的に設置するとともに、民間企業などに対し設置場所の提供を要請します →防災倉庫を指定避難所(地震災害時)に計画的に設置するとともに、民間企業などに対し設置場所の提供を要請します |
| | | 文言の修正 | 危険箇所の情報を共有するとともに、緊急時に気象警報や避難勧告情報をFM放送などで迅速に提供します →平常時に危険箇所の情報を共有するとともに、緊急時に気象警報や避難勧告情報をFM放送などで迅速に提供します |
| | 市民活動支援 | 文言の修正 | 市民主体の生涯学習活動を支援し、地域や市民のニーズを反映した生涯学習の場のあり方を検討します →市民のニーズを反映した生涯学習等の地域拠点施設として、市立公民館整備方針を策定し計画的に整備します |